

利 用 の た め に

- 1 この結果表は、平成22年12月31日現在で実施した工業統計調査甲・乙調査による事業所の調査結果について、集計を行ったものである。
 なお、結果表は本市において独自に集計したものであり、経済産業省から公表される数字と相違することがある。
- 2 この結果表の従業者規模区分は、調査期日（平成22年12月31日）現在の従業者数による。
- 3 統計数字の単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合がある。
- 4 平成14年調査から、産業中分類「食料品」に含まれていた「もやし製造業」については、農業に分類され、「印刷」に含まれていた「新聞業」と「出版業」はサービス業に分類されたため、本調査の対象ではなくなった。したがって、事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額は13年以前の数値とは接続しない。
 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動を把握する目的で事業所全体の調査とした。このため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。したがって、「製造品出荷額等」及び「付加価値額」は18年以前の数値と19年以降の数値は接続しない。
- 5 平成20年調査からは、日本標準産業分類の改訂が行われたため、前年比は19年の数値を20年の新分類で再集計し計算した数値を使用している。したがって、本書における19年の産業中分類数値は、19年公表の産業中分類によるものと相違する。（日本標準産業分類の改訂による工業統計調査産業分類の変更内容については利用上の注意13にて後述。）

6 集計項目の説明

① 事業所数	平成22年12月31日現在、1区画を占めて主として製造または加工を行っている事業所で、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所と呼ばれているものの数である。
② 従業者数	<p>従業者とは個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。 したがって従業者数は平成22年12月31日現在の個人事業主及び無給家族従業者と常用労働者の合計である。 雇用形態は下記のとおり区分される。</p> <p>1 個人事業主及び無給家族従業者 業務に従事している個人事業主及び家族で報酬を受けずに常時、就業している者</p> <p>2 正社員・正職員等 一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれる者 ただし、他企業へ出向している者を除く 常時勤務している有給の家族従業者及び重役、理事等で常時勤務している有給役員</p> <p>3 パート・アルバイト等 一般に「パート」、「アルバイト」、「嘱託」またはそれに近い名称で呼ばれている者</p> <p>4 出向・派遣受入者 他の企業（親会社等を含む）から受け入れている出向者及び派遣企業からの派遣者（派遣会社からの派遣従業者を含む）</p> <p>なお、2～4について下記に該当する者は常用労働者である。 イ 1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者 ロ 前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者</p> <p>5 臨時雇用者 常用労働者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用される者や日々雇用されている者であるが、本統計では従業者数に含めない。</p>

③ 現金給与総額	平成22年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額との合計である。 その他の給与額とは、退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。
④ 原材料使用額等	平成22年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油も含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
燃料使用額	製造のための燃料のほか、製品の運搬などに使用する車両の燃料、購入ガス料金等も含まれる。
電力使用額	購入電力の使用料金であり、自家発電は含まない。
委託生産費	原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発などの製造等に関連する外注費で、派遣、委託生産費などの外注費を除く。
転売した商品の仕入額	平成22年中に実際に売り上げた転売品（在庫は含まない）に対応する仕入額である。
⑤ 製造品出荷額等	平成22年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税を含んだ額である。
製造品出荷額	事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成22年中に事業所から出荷した場合の工場出荷額である。
加工賃収入額	他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。
その他の収入額	修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の剰余電力の販売収入額、転売収入等、製造品出荷額及び加工賃収入額以外の収入等である。
⑥ 在庫額	製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額により記入したものであり、委託生産品を含み、受託生産品は含まない。
⑦ 有形固定資産	有形固定資産に関する数字は平成22年1年間における帳簿価額による数字であり、帳簿のないものは時価または売買価格による。
⑧ リース契約額	新規に契約したリースのうち、平成22年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。
⑨ リース支払額	平成22年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成21年以前にリース契約した物件に対して、当年支払われたリース料を含む。
⑩ 消費税額	平成13年調査より消費税額を除く調査としたことから、消費税額は「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて計算し「推計消費税」として各算式に用いている。
⑪ 内国消費税額	消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税のことを指す。

7 製造業の各種計算式は次のとおりである。

生産額	製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品年末在庫額 - 半製品年初在庫額) ただし、従業者29人以下の事業所については製造品出荷額+加工賃収入額を計上した。
付加価値額	出荷額等合計 + (製品及び半製品年末在庫額 - 製品及び半製品年初在庫額) - (内国消費税額+推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額 ただし、従業者29人以下の事業所については粗付加価値額により集計した。
粗付加価値額	製造品出荷額等 - (内国消費税額+推計消費税額) - 原材料使用額等
付加価値率	〔付加価値額 ÷ {生産額 - (内国消費税額+推計消費税額)}〕 × 100
原材料率	〔原材料使用額等 ÷ {生産額 - (内国消費税額+推計消費税額)}〕 × 100
現金給与率	〔現金給与総額 ÷ {生産額 - (内国消費税額+推計消費税額)}〕 × 100
有形固定資産投資総額	有形固定資産年間取得額+建設仮勘定の年間増減 ただし、従業者30人以上の事業所について計上した。

8 統計表及び概要における記号は次のとおりである。

「－」	該当数値なし
「X」	1または2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が洩れるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1または2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿した。 なお、従業者については、平成17年8月以降の公表については秘匿を解除した。
「△」	負数であることを示す。また増減を示す数のときは減を示す。
「0」	四捨五入のため単位表示未満のもの。

9 産業中分類表

この統計表の産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中産業名を例示のとおり略している。

【例示】

番号	本書での産業名称	産業中分類名称
09	食 料 品	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	織 維 工 業 品	繊維工業
12	木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印 刷 ・ 同 関 連 品	印刷・同関連業
16	化 学 工 業 製 品	化学工業
17	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	石油製品・石炭製品製造業
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯 業 ・ 土 石 製 品	窯業・土石製品製造業
22	鉄 鋼	鉄鋼業
23	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
24	金 属 製 品	金属製品製造業
25	は ん 用 機 械 器 具	はん用機械器具製造業
26	生 産 用 機 械 器 具	生産用機械器具製造業
27	業 務 用 機 械 器 具	業務用機械器具製造業
28	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電 気 機 械 器 具	電気機械器具製造業
30	情 報 通 信 機 械 器 具	情報通信機械器具製造業
31	輸 送 用 機 械 器 具	輸送用機械器具製造業
32	そ の 他 の 製 品	その他の製造業

10 本書で使用した産業業種の区別

地方資源型	09食料品 10飲料・たばこ・飼料 11繊維工業品 12木材・木製品 14パルプ・紙・紙加工品 21窯業・土石製品
生活関連型	13家具・装備品 15印刷・同関連品 18プラスチック製品 19ゴム製品 20なめし革・同製品 品・毛皮 32その他の製品
基礎素材型	16化学工業製品 17石油製品・石炭製品 22鉄鋼 23非鉄金属
加工組立型	24金属製品 25はん用機械器具 26生産用機械器具 27業務用機械器具 28電子部品・デバイス 29電気機械器具 30情報通信機械器具 31輸送用機械器具

11 産業分類について

日本標準産業分類の改定に伴い、平成20年調査から産業分類が変更された。主な改正内容は、以下のとおりである。

